

第 5 次京都府食育推進計画の策定について

1 策定の趣旨

都道府県は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 17 条の規定により、都道府県は食育推進計画を策定するよう定められている。

京都府では、食育基本法第 17 条に基づき国が策定する食育推進基本計画を基本として、平成 19 年度から京都府食育推進計画を策定し、公表している。

現行計画である「第 4 次京都府食育推進計画」が令和 7 年度末をもって計画期間が満了することから、国が策定する第 5 次食育推進基本計画を基本とし、次期計画を策定する。

<参考 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）>

（都道府県食育推進計画）

第 17 条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 策定の進め方

（1）策定方法

食物栄養や食品生産等の学識経験者に加え、地域・学校・企業等での食育活動の実践者で構成する「京都府食育推進懇談会」を開催し、意見聴取の上、策定する。

（2）検討スケジュール案

別紙のとおり

第5次京都府推進計画作成に向けてのスケジュール（案）

時期	検討内容等	参考：国計画の検討予定
令和7年 8月28日（木）	第1回開催 ○事務局からの報告 ・府計画の概要とその達成状況 ・国計画の検討状況 ○話題提供 ・大人の食育の重要性 ・子どもの体験型食育の重要性 ○意見交換 ・基本方針と施策の方向性	（9月） 食育推進評価専門委員会 ・第5次食育推進基本計画の作成に向けた議論
10月下旬～11月上旬	第2回開催 ○事務局からの報告 ・前懇談会の振り返り ・国計画の検討状況 ○意見交換 ・目標指標案 ・概要案	（11月） 食育推進評価専門委員会 ・第5次食育推進基本計画骨子（案）
11月下旬～12月上旬	第3回開催 ○事務局からの報告 ・前懇談会の振り返り ・国計画の検討状況 ○意見交換 ・骨子案	
12月下旬～ ～令和8年1月上旬	パブリックコメント	
1月下旬～2月上旬	第4回 ○事務局からの報告 ・前懇談会の振り返り ・国計画の検討状況 ・パブコメの結果 ○意見交換 ・最終案	（2月） 食育推進評価専門委員会 ・第5次食育推進基本計画（案） （3月） 食育推進会議 第5次食育推進基本計画決定

京都府食育推進懇談会設置要領

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第17条の規定により「京都府食育推進計画」（以下「計画」という。）を策定するため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に京都府食育推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 この懇談会は、別表に掲げる学識経験者、その他識見を有する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。
- 3 委員に欠員が生じ、運営に支障が生じたときは、新たな委員を選任できるものとする。
- 4 懇談会には、座長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 知事は、必要に応じて懇談会を招集する。
- 6 座長は、議事を運営する。
- 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の役割)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 食育の推進に関する事項
- (2) その他計画の策定にあたり、必要と認められる事項

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、懇談会で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、懇談会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

- 2 委員以外で懇談会に出席した者は、懇談会で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府または懇談会が公表した情報については、この限りではない。

(公開)

第6条 懇談会は、原則として公開とする。ただし、懇談会を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 懇談会委員の氏名は、公表する。
- 3 議事録要旨は、京都府ホームページにおいて公表する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月19日から施行する。

別表

京都府食育推進懇談会委員名簿

区分	氏名	所属等
学識経験	小切間 美保	同志社女子大学 学生支援部長 生活科学部食物栄養科学科 教授
	吉本 優子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
家庭	松本 樹	京都府生活協同組合連合会 事務局長
学校	田中 庄平	京都府学校給食研究会 会長
地域	坂部 智恵美	京都府食生活改善推進員連絡協議会 会長
食卓と生産 現場をつなぐ	清水 大介	きょうと食いく先生
企業	山下 泰生	株式会社堀場製作所 コーポレートオフィサー・管理本部長
人材育成	桂 明宏	京都府立大学 名誉教授

(敬称略)